

議案及び議事の概要

第5号議案 議事録の承認について

- ・ 令和5年4月19日開催の会議の議事録について審議し、原案どおり可決（承認）。
- ・ 第2号及び第3号議案における意見を任命権者と共有することについて確認。

第6号議案 令和5年度奈良県職員採用I種試験（技術系チャレンジ型）【総合土木・建築・設備先行実施】第1次試験における合格者の決定について

- ・ 申込者75名（総合土木35名・建築24名・電気11名・機械5名）のうち第1次試験受験者は、SPI3を受験した者から提出書類の不備があった者を除き71名（総合土木32名・建築24名・電気11名・機械4名）であることを確認した上、
- ・ 第1次試験の合格決定基準案について審議し、原案どおり可決（1次試験の合格者71名（総合土木32名・建築24名・電気11名・機械4名）を決定。

第1号報告 「新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に関する職員の勤務時間、休暇等に関する規則別表第2の第1項及び会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第9条第1項第1号の「人事委員会が定める場合」の指定について」の廃止について

- ・ 新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日から5類感染症に位置づけられることに伴う標記通知の廃止の審議について、国の省令改正日（4月28日）の都合上当委員会の会議を開く暇がないと認められたため、奈良県人事委員会事務局規程第3条の規定に基づき、5月1日付けで事務局長が専決したことを報告。

第2号報告 職務に専念する義務の免除にかかる承認の廃止について

- ・ 新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日から5類感染症に位置づけられることに伴い、職務に専念する義務の特例に関する規則第10号に基づく承認について、知事、教育長及び警察本部長から、5月1日付けで廃止依頼があったが、当委員会の会議を開く暇がないと認められたため、奈良県人事委員会事務局規程第3条の規定に基づき、同日付けで事務局長が専決した（廃止依頼を承認）ことを報告。

以上